

第 4 9 号議案

長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について

長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年長岡京市条例第 1 5 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 9 号）の一部改正に伴い、所要の整備を行う必要があるため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
 長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年長岡京市条例  
 第15号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
【略】		【略】	
選挙長	1日につき <u>12,200</u> 円	選挙長	1日につき <u>12,000</u> 円
投票所の投票管理者	1日につき <u>14,500</u> 円 ただし、交替制を採用する場合は、職務に従事した時間数を当該投票所が開いている時間数で除して得た数に <u>14,500</u> 円を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。	投票所の投票管理者	1日につき <u>13,000</u> 円 ただし、交替制を採用する場合は、職務に従事した時間を13時間で除して得た数に <u>13,000</u> 円を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。
期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800</u> 円 ただし、交替制を採用する場合は、職務に従事した時間数を当該期日前投票所が開いている時間数で除して得た数に <u>12,800</u> 円を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入し	期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>11,200</u> 円 ただし、交替制を採用する場合は、職務に従事した時間を11.5時間で除して得た数に <u>11,200</u> 円を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

改正後		改正前	
	て得た額) とする。		
投票所の投票立会人	1日につき <u>12,400円</u> ただし、交替制を採用する場合は、職務に従事した <u>時間数を当該投票所が開いている時間数</u> で除して得た数に <u>12,400円</u> を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。	投票所の投票立会人	1日につき <u>12,000円</u> ただし、交替制を採用する場合は、職務に従事した <u>時間を13時間</u> で除して得た数に <u>12,000円</u> を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。
期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900円</u> ただし、交替制を採用する場合は、職務に従事した <u>時間数を当該期日前投票所が開いている時間数</u> で除して得た数に <u>10,900円</u> を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。	期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>9,600円</u> ただし、交替制を採用する場合は、職務に従事した <u>時間を11.5時間</u> で除して得た数に <u>9,600円</u> を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。
開票管理者	1日につき <u>12,200円</u>	開票管理者	1日につき <u>12,000円</u>
開票立会人	1日につき <u>10,100円</u>	同立会人	1日につき <u>9,600円</u>
選挙立会人	1日につき <u>10,100円</u>		

改正後	改正前
【略】	【略】
備考 選挙長、開票管理者及び <u>開票立会人</u> については、開票事務が引き続き翌日にわたるときも、これを1日とみなす。	備考 選挙長、開票管理者及び <u>同立会人</u> については、開票事務が引き続き翌日にわたるときも、これを1日とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。